

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月18日

水曜日

号外(3)

目次

公安委員会規則

○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月18日

富山県公安委員会委員長 野田 八嗣

富山県公安委員会規則第1号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表警務課の項中第8号を次のように改める。

(8) 警察施設の整備に関すること。

第3条の表教養課の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 通訳人の育成及び警察職員の語学教養に関すること。

第3条の表国際捜査課の項中第4号を次のように改める。

(4) 通訳人の運用に関すること。

第3条の表警備課の項中第2号を次のように改める。

(2) 災害警備及び治安警備に関すること。

第3条の表警備課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務で警察の所掌に属

するもののうち、特定放射性同位元素の防護に係るものに関すること。

第14条の表中

入善警察署	警務課	会計課	生活安全課	地域課	刑事課	交通課
黒部警察署	警備課					
魚津警察署						
滑川警察署						
上市警察署						
富山北警察署						
富山南警察署						
富山西警察署						
射水警察署						
氷見警察署						
砺波警察署						
南砺警察署						
小矢部警察署						

を

黒部警察署	警務課	会計課	生活安全課	地域課	刑事課	交通課
魚津警察署	警備課					
滑川警察署						
上市警察署						
富山北警察署						
富山南警察署						
富山西警察署						
射水警察署						
氷見警察署						
砺波警察署						
南砺警察署						
入善警察署	警務課	会計課	刑事生活安全課	地域交通課	警備課	
小矢部警察署						

に改める。

別表第1 富山中央警察署の部中「富山市下堀」を「富山市堀」に、「新明」を「新名」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。